

# 福島県教育委員会令和7年3月定例会会議抄録

1 開催日時	令和7年3月24日（月）午後2時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 高橋理里子委員、2番 正木好男委員、3番 吉津健三委員、 4番 平塚康晴委員、5番 横田純子委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後2時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、吉津委員と平塚委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 理事兼政策監提出理由説明	<p>教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、令和7年度学びの変革推進プランを策定するもの。</p> <p>議案第2号については、第五次福島県子ども読書活動推進計画を策定するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県指定重要文化財を指定するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正するもの。</p>

議案第 6 号については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正するもの。

議案第 7 号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。

議案第 8 号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。

議案第 9 号については、福島県立中学校学則の一部を改正するもの。

議案第 10 号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。

議案第 11 号及び議案第 12 号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。

議案第 13 号については、福島県立博物館運営協議会委員を任命するもの。

議案第 14 号については、福島県文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

議案第 15 号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。

議案第 16 号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。

議案第 17 号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。

議案第 18 号については、県立学校長の人事について諮るもの。

議案第 19 号については、令和 6 年度教育・文化関係表彰の被表彰者を決定するもの。

報告第 1 号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。

報告第 2 号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。

報告第 3 号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第4号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 教育長から、本日の審議事項のうち、議案第11号から議案第19号、報告第1号から報告第4号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>令和7年度学びの変革推進プランについて（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>横田委員：施策6における少人数教育の充実について、少人数教育の想定人数を尋ねたい。</p> <p>義務教育課長：まず、少人数学級については、小学校1・2年生及び中学校1年生は30人学級、小学校3～6年生及び中学2～3年生は33人程度学級として編成している。また、少人数指導については、学級だけでなく、学習進度別にグループに分けて指導に当たるなど、柔軟に手厚く指導するという内容となっている。</p> <p>横田委員：更なる少人数教育に向け、学校現場と連携を取りながら進めていただきたい。</p> <p>正木委員：施策2におけるスクールロイヤーの活用について、どのような場面での活用を想定しているのか尋ねたい。</p> <p>職員課長：当該事業は令和7年度からの新規事業であり、各学校の管理運営上の解決困難な課題について、専門的な知見からの助言を頂き、問題の早期解決を図ることで教職員の負担軽減につなげることを目的としている。具体的には、県と弁護士事務所が委託契約を締結し、法務相談を行うものである。</p>

議 案 第 2 号

正 木 委 員：法務相談に対応する弁護士は何名を想定しているか。

職 員 課 長：実際には運用状況を踏まえ、相談件数に見合う人数体制となるよう調整していくが、  
月当たりの相談件数等を踏まえ、弁護士1名で対応することを想定している。

第五次福島県子ども読書活動推進計画の策定について（議案第2号）、社会教育課長から説明  
があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

平 塚 委 員：学校司書は県が雇用するのか、市町村が雇用するのか。

社会教育課長：県立学校の学校司書については県教育委員会における雇用であり、市町村立学校の  
学校司書については市町村教育委員会においての雇用となる。

平 塚 委 員：郡山市立の学校においても、学校司書が複数校を兼務せざるを得ない状況で、学校  
に司書が不在となる日もある。子どもたちに読書の機会を与える司書の役割は大きく、  
各学校に一人配置される状態が理想であると考えするため、子どもたちに読書の機会を  
広げられるよう司書の配置を進めていただきたい。

社会教育課長：学校司書の配置率は向上しているものの、複数校を兼務している状況があるため、  
本計画においては可能な限り1校に1名を配置する方向性としており、目標の達成に  
向けて努めてまいりたい。

横 田 委 員：学校における読書活動はどのように行われているのか尋ねたい。

社会教育課長：これまでも学校ごとに多様な読書活動が進められており、本計画においては学校一  
斉に読書の機会を与えるような取組を行っている。

議 案 第 3 号

福島県指定重要文化財の指定について（議案第3号）、文化財課長から説明があった後、全員

議案第4号	<p>に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第5号	<p>福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第6号	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第6号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第7号	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第7号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第8号	<p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第8号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第9号	<p>福島県立中学校学則の一部を改正する規則について（議案第9号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第10号	<p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第10号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
(8) 前回会議録の承認	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
(9) 議案審議	

議案第11号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第11号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第12号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第12号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。  午後3時45分、教育長から暫時休議が告げられた。  午後3時50分、教育長から委員会の再開が告げられた。
議案第13号	福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第13号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第14号	福島県文化財保護審議会委員の委嘱について（議案第14号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第15号	教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第15号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第16号	令和7年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第16号）、令和7年度市町村公立学校長の人事について（議案第17号）及び令和7年度県立
議案第17号	
議案第18号	
議案第19号	令和6年度教育・文化関係表彰について（議案第19号）、職員課長から説明があった後、全

<p>(10) 報 告 審 議 報 告 第 1 号 報 告 第 2 号 報 告 第 3 号 報 告 第 4 号</p>	<p>員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>令和7年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和7年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和7年度県立学校教職員の人事について（報告第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>訓告処分等について（報告第4号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和7年4月18日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後4時23分、教育長から閉会が告げられた。</p>